

II 調査表各事項の解説

調査表に記載した調査事項は以下のとおりである。なお、箇所別基本表は交通量観測時点（秋季）の結果である。

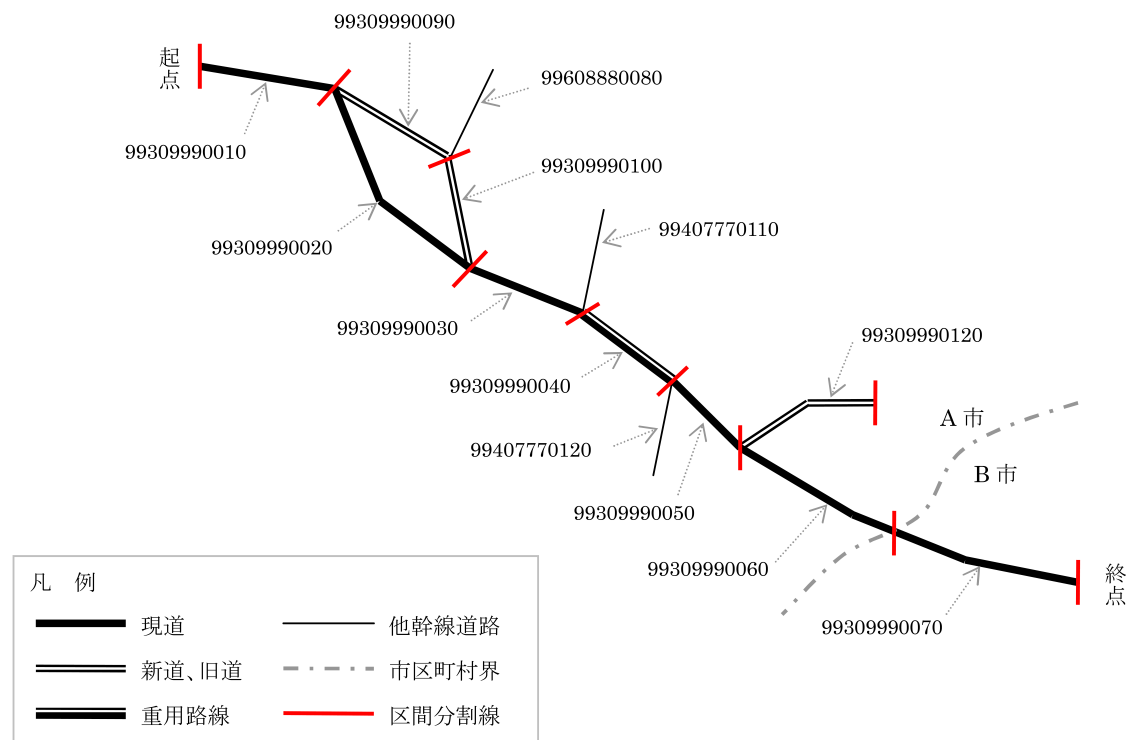
（１）交通調査基本区間番号

交通調査基本区間番号は原則として「都道府県（2桁）」＋「道路種別（1桁）」＋「路線番号（4桁）」＋「順番号（4桁）」からなる11桁の番号で、路線の起点から終点に向けて昇順となるように番号を付した。一度付与した番号は、原則として変更しないこととした。

交通調査基本区間は、枝路線を以下のいずれかに該当する箇所で分割した区間である。

- ① 他の枝路線が接続する箇所（幹線道路同士の交差点、IC等）
- ② 大規模施設のアクセス点
- ③ 管理区分が異なる箇所
- ④ 自動車専用道路に指定されている区間の起点終点
- ⑤ 市区町村境と交差する箇所

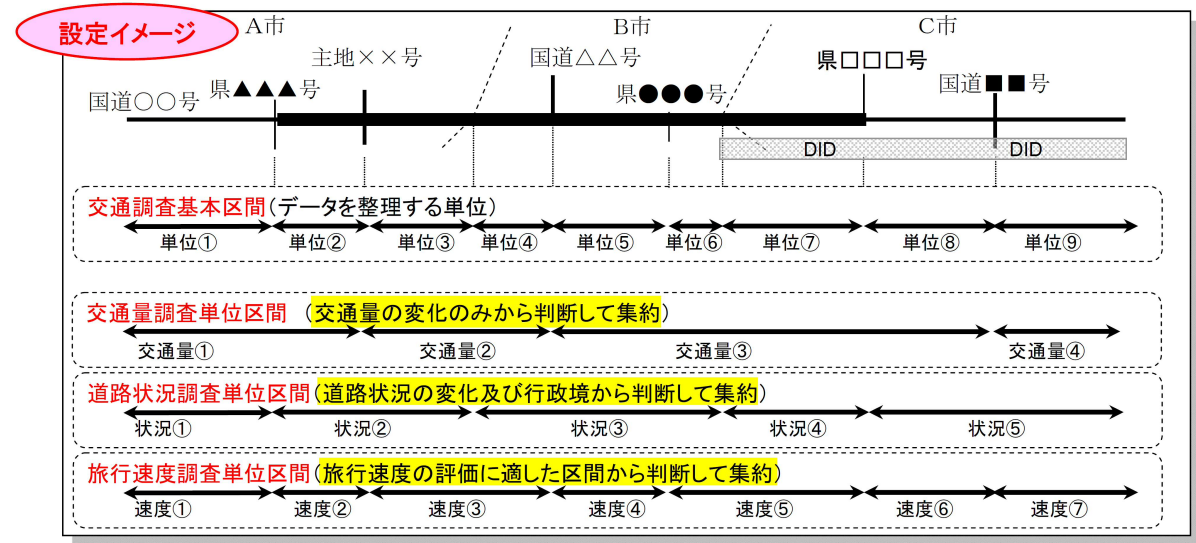
枝路線とは、路線を都道府県別、新道旧道等のルート別に区分したものをいう。



道路状況調査、交通量調査、旅行速度調査のそれぞれの調査単位区間は、それぞれの調査に適した区間として、交通調査基本区間を集約して設定した。

- ① 交通量及び道路状況は、路線毎にそれぞれが同様であると考えられる範囲で区間を集約。
- ② 但し、道路状況は、延長調査の集計ニーズがある単位（市町村等）を超えて集約しない。
- ③ 旅行速度は、全国道路・街路交通情勢調査対象路線の交差点間で区間を集約。

但し、ETC2.0 プローブ情報、民間プローブデータを活用する区間においては、旅行速度調査単位区間への集約を行わず、交通調査基本区間単位で旅行速度を整理した。



（２）道路種別

当該交通調査基本区間の道路種別を次の区分で分類した。

道路種別	コード番号
高速自動車国道	1
都市高速道路	2
一般国道	3
主要地方道（都道府県道）	4
主要地方道（指定市市道）	5
一般都道府県道	6
指定市の一般市道	7

（３）路線

① 路線番号

高速自動車国道は、高速道路会社が管理する路線は「別紙、各種コード表」の（１）高速自動車国道路線番号表に示す路線番号、新直轄区間は「別紙、各種コード表」の（２）新直轄区間路線番号表に示す路線番号。

都市高速道路は、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び地方道路公社が設定している路線番号。

一般国道は、国道番号とする。

都道府県道は、標識等で表示されている路線番号。

指定市の一般市道は、4桁の路線番号のうち上1桁に、同一県内の指定市を区分する番号を付し、下3桁に指定市内で重複しないように任意に定めた番号。

② 路線名

政令、告示等による正式な路線名。

(4) 起点側・終点側

① 接続区分

当該交通調査基本区間の起点側、終点側の端点の接続形態について次の区分で分類した。

接続区分	コード番号
他の枝路線と接続する箇所(3つ以上の交通調査基本区間が接続する接続点に限り、コード番号2に該当する場合を除く)	1
他の枝路線の起点と接続する箇所(3つ以上の交通調査基本区間が接続する接続点に限る)	2
都道府県境	3
2つの枝路線の端点同士だけが接続し、他の交通調査基本区間は接続していない箇所	4
道路管理者が異なる箇所、又は自動車専用道路に指定されている区間の起点終点	5
市区町村境	6
大規模施設等へのアクセス点	7
枝路線の端点が他の枝路線と接続しない箇所	8
旧分割点	9

② 接続路線等

①の接続区分が「他の枝路線と接続する箇所」(コード番号：1)又は「他の枝路線の起点と接続する箇所」(コード番号：2)の箇所には、端点に接続する他の路線の交通調査基本区間のうち、最も号が小さい交通調査基本区間の区間番号と世代管理番号、路線名を記載。

①の接続区分が「都道府県境」(コード番号：3)の箇所には、隣接都府県側の同一路線の交通調査基本区間番号とその路線名を記載。

①の接続区分が「市区町村境」(コード番号：6)の箇所には、市区町村境界(〇〇市・△△町 境等)を記載。

③ 備考

高速自動車国道及び都市高速道路、一般国道の自動車専用道路において、IC名、JCT名を記載。

また、①の接続区分が「大規模施設等へのアクセス点」(コード番号：7)の箇所には、大規模施設名を記載。

(5) 現道旧道区分

「交通調査基本区間標準」に準じ、次の区分で分類した。

現道旧道区分	コード番号
現道	1
旧道	2
新道	3
旧道集約	4

(6) 管理区分

当該調査単位区間の道路管理者の別を次の区分で分類した。

権限代行区間は実際の道路の管理者名とした。

管理区分	コード番号
国土交通大臣	1
都道府県知事又は都道府県	2
指定市の長又は指定市	3
東日本・中日本・西日本高速道路株式会社	4
首都高速道路株式会社	5
阪神高速道路株式会社	6
本州四国連絡高速道路株式会社	7
地方道路公社等	8
その他	9

(7) 区間延長(km)

当該交通調査基本区間の延長(道路中心線上の延長)。

(8) 交通量調査単位区間番号

交通量調査単位区間番号は、交通調査基本区間を集約して設定した交通量調査単位区間のそれぞれに付した 5 桁の番号で、都（区部及び市郡部ごと）府県、北海道振興局、指定市ごとに、道路種別により下記の番号から始まる番号とした。

- ・ 高速自動車国道 00010 ～
- ・ 都市高速道路 05010 ～
- ・ 一般国道 10010 ～
- ・ 主要地方道（指定市の主要市道を含む） 40010 ～
- ・ 一般都道府県道 60010 ～
- ・ 指定市の一般市道 80010 ～

(9) 観測地点交通調査基本区間番号

交通量観測を行った交通量調査単位区間において、交通量観測地点を設定した交通調査基本区間番号を記載。

(10) 交通量観測地点地名

交通量観測を行った交通量調査単位区間において、交通量観測を行った地点の地名（市・郡、区・町・村、町・丁目・字、番地、小字等）または IC 区間名（○○IC～○○IC 等）を記載。

(11) 平成 27 年度調査交通量観測・非観測の別

平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査で交通量観測を行った区間、交通量推定を行った区間の別を次の区分で分類した。

交通量観測・非観測の別	コード番号
観測	1
非観測（推定値）	2
データなし（推定不能）	空白

なお、交通量推定を行った区間（コード番号：2）の交通量、ピーク比率、大型車混入率については、斜体表示とした。

(12) 個別調査観測値活用の別

平成 22 年度道路交通センサス以降に実施された個別調査における観測値の活用の別を次の区分で分類した。

個別調査観測値活用の別	コード番号
活用あり	1
活用なし	0

(13) 12 時間・24 時間観測の別

平成 27 年度調査及び個別調査の 12 時間観測地点、24 時間観測地点の別を次の区分で分類した。

12 時間・24 時間の別	コード番号
12 時間観測地点	1
24 時間観測地点	2
調査対象区間外（非観測）	0

(14) 交通量観測年月日

平成 27 年度調査及び個別調査の観測年月日を記載した。なお、機械観測（道路管理者が設置している交通量常時観測装置）等で観測した複数日のデータを用いた場合には観測年月を記載するものとし、日付は“00”とした。

(15) 昼間 12 時間自動車類交通量（台/12h）

午前 7 時～午後 7 時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数。

交通量を観測していない区間については、当該交通調査基本区間等で構成する交通量調査単位区間に対応する主たる平成 22 年度調査単位区間の平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した昼間 12 時間交通量を記載。個別調査観測値活用区間については当該区間交通量及び常時観測点の交通量データから算定した平成 27 年の午前 7 時～午後 7 時までの自動車類の台数（年平均日交通量）を記載。なお、推定値を斜体表示とした。

また、京都府管理道路の交通量観測区間では、歩行者類、自転車類の 12 時間交通量についても記載。

(16) 24 時間自動車類交通量（台/24h）

午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数。

12 時間観測区間については、昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した 24 時間交通量を記載。

交通量を観測していない区間については、推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した 24 時間交通量を記載。個別調査観測値活用区間については当該区間交通量及び常時観測点の交通量から算定した、平成 27 年の午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時までの自動車類の台数（年平均日交通量）を記載。なお、推定値を斜体表示とした。

(17) 昼夜率

昼間 12 時間自動車類交通量に対する 24 時間自動車類交通量の割合。

$$\text{昼夜率} = \frac{\text{24時間自動車類交通量}}{\text{昼間12時間自動車類交通量}}$$

12 時間観測区間及び交通量観測をしていない区間では、24 時間観測を行った区間の交通量データをもとに、昼夜率を設定した。

(18) 昼間 12 時間ピーク比率 (%)

ピーク時間交通量（上り下りの合計の交通量が最も多い時間帯の交通量）の昼間 12 時間交通量に対する割合。

$$\text{ピーク比率} = \frac{\text{ピーク時間自動車類交通量}}{\text{昼間12時間自動車類交通量}} \times 100 \quad (\%)$$

なお、推定値を斜体表示とした。

(19) 昼間 12 時間大型車混入率 (%)

自動車類交通量に対する大型車交通量の割合。

$$\text{大型車混入率} = \frac{\text{大型車交通量}}{\text{全車交通量}} \times 100 \quad (\%)$$

なお、推定値を斜体表示とした。

(20) 平成 22 年度交通量調査単位区間番号・自動車類交通量

当該交通調査基本区間等で構成する交通量調査単位区間に対応する主たる平成 22 年度調査単位区間の調査単位区間番号、12 時間自動車類交通量と 24 時間自動車類交通量。

(21) 旅行速度計測・非計測の別

旅行速度の計測を行った区間（ETC2.0 プローブ情報、民間プローブデータによる取得を含む）と計測を行っていない区間の別を次の区分で分類した。

旅行速度計測・非計測の別	コード番号
計測	1
非計測（反対方向・他の時間帯の値で補完）	2
非計測（H22 道路交通センサス値）	3
データなし	空白

※ 旅行速度非計測区間の「共通」及び「H22 道路交通センサス値」については「(22) 旅行速度」の説明を参照。

(22) 旅行速度 (km/h)

日常業務等を兼ねた計測およびプローブカーで計測した旅行速度は、当該交通調査基本区間等で構成する旅行速度調査単位区間の混雑時・昼間非混雑時別、上り・下り別の走行所要時間（信号や渋滞等による停止時間を含む）で旅行速度調査単位区間延長を除して算出した速度。

ETC2.0 プローブ情報、民間プローブデータによる旅行速度は、交通調査基本区間単位の混雑時・昼間非混雑時別、上り・下り別の平均旅行時間（但し、混雑時は朝（午前 7 時台～午前 8 時台）または夕方（午後 5 時台～午後 6 時台）のうち長い方の平均旅行時間（速度としては遅くなる））で交通調査基本区間延長を除して算出した速度。

上下方向別、混雑時・昼間非混雑時別のいずれかの区分で旅行速度データが取得できなかった場合又は計測を行わなかった場合については、反対方向や他の時間帯区分で取得できた旅行速度データで補うこととし、欠落部分に補う旅行速度データの優先順位は以下のとおりとした。

- ① 同一時間帯区分で反対方向の旅行速度データ
- ② 他の時間帯区分で同一方向の旅行速度データ
- ③ 他の時間帯区分で反対方向の旅行速度データ

上記により同一区間内で旅行速度データを補完した区分については、旅行速度計測・非計測の別を「2：非計測（反対方向・他の時間帯の値で補完）」とした。また、いずれの区分においても旅行速度を取得していない区間では、当該交通調査基本区間に対応する平成 22 年度の同一時間帯区分で同一方向の旅行速度で補うこととし、旅行速度計測・非計測の別を「3：非計測（H22 道路交通センサス値）」とした。なお、上記の補完区間においては斜体表示とした。

(23) 昼間 12 時間平均旅行速度 (km/h)

交通調査基本区間を通過する自動車類の昼間 12 時間の平均速度。

$$\text{昼間12時間平均旅行速度} = \frac{\sum_{\text{昼間12時間}} (\text{時間帯別交通量})}{\sum_{\text{昼間12時間}} (\text{時間帯別交通量} / \text{時間帯別旅行速度})}$$

時間帯別旅行速度は、午前 7 時台～午前 8 時台、午後 5 時台～午後 6 時台は混雑時旅行速度、午前 9 時台～午後 4 時台は昼間非混雑時旅行速度を用いた。

なお、交通量が取得できていない区間では、時間帯別交通量は考慮せず、各時間帯別旅行速度（午前 7 時台～午前 8 時台、午後 5 時台～午後 6 時台は混雑時旅行速度、午前 9 時台～午後 4 時台は昼間非混雑時旅行速度）の調和平均とした。

$$\text{昼間12時間平均旅行速度} = \frac{12}{4 \times (1 / \text{混雑時旅行速度}) + 8 \times (1 / \text{昼間非混雑時旅行速度})}$$

(24) 平成 22 年度旅行速度 (km/h)

当該交通調査基本区間で構成する旅行速度調査単位区間に対応する主たる平成 22 年度調査単位区間の混雑時・昼間非混雑時別、上り・下り別旅行速度を表示した。